

平成 29 年 12 月

江南市議会総務委員会会議録

12月12日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成29年12月12日〔火曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第58号 江南市事務分掌条例の全部改正について

議案第59号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第60号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正について

議案第67号 第6次江南市総合計画基本構想について

議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

市長政策室

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察報告書について

常任委員会の研修会について

出席委員（8名）

委員長 伊藤吉弘君 副委員長 中野裕二君

委員 東義喜君 委員 古田みちよ君

委員 福田三千男君 委員 牧野圭佑君

委員 稲山明敏君 委員 尾関昭君

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議員 藤岡和俊君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本浩一君 議事課長 石黒稔通君
主 事 徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

郷原実智雄君
市長政策室長 片野富男君
総務部長 村井篤君
消防長 長谷川久昇君

防災安全課主幹 松本幸司君

地方創生推進課長 坪内俊宣君
地方創生推進課副主幹 稲波克純君
地方創生推進課副主幹 矢橋尚子君

秘書政策課長 松本朋彦君
秘書政策課主幹 河田正広君
秘書政策課副主幹 間宮徹君
秘書政策課副主幹 田中元規君
秘書政策課主査 八橋直純君
秘書政策課主査 大脇宏祐君

行政経営課長 村瀬正臣君
行政経営課主幹 安達則行君
行政経営課副主幹 梶田博志君

行政経営課主査	山 口 尚 宏 君
税務課長	本 多 弘 樹 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君
総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課主査	小 島 宏 征 君
総務課主査	中 山 享 哉 君
会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
監査委員事務局長	伊 藤 幸 実 君
総務予防課長	斉 木 寿 男 君
総務予防課統括幹	高 島 勝 則 君
消防署長	谷 宣 夫 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君

午前9時30分 開 会

○委員長 皆さん、おはようございます。

ちょっと時間は早いんですけども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言御挨拶をさせていただきます。

師走に入って、忘年会や年明けの新年会も多くなってくるところでございますので、生活のリズムが若干狂ってくるところでございます。

今週は寒波が到来し、昨夜から非常に寒くなってきました。また、インフルエンザもこれからはやってきます。ワクチンも、少なかつたんですけども、12月の中旬以後は入荷されるということ聞いておりますので、私もまだ打っていませんけれども、ぜひとも皆さんもインフルエンザのワクチンを打たれて体調管理には十分留意されますようお願いいたします。

本日は、議事の運営がスムーズにできますように、委員の皆様、そして当局の皆様の御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る11月30日に12月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

今、委員長のほうからお話もございましたように、本当に日ごとに寒くなってまいります。どうか委員会中も御自愛をいただきまして、よろしく願いしたいと思います。本日はよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第58号 江南市事務分掌条例の全部改正についてを初め5議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力を賜りますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構でございますので、よろしくをお願いいたします。

議案第58号 江南市事務分掌条例の全部改正について

○委員長 最初に、議案第58号 江南市事務分掌条例の全部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の39ページをお願いいたします。

江南市事務分掌条例の全部改正についてでございます。

はねていただきまして、40ページから42ページには改正する条例案を、次の43ページから44ページには参考といたしまして条例案の新旧対照表を、次の45ページには江南市組織一覧の新旧対照表を掲げております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　本会議でも議論になったことと重なる部分を先に伺うわけですが、例えば45ページの組織一覧表を見て話をお聞きしますので。

1つは、議論がよくわからなかったのは、いろんなことを全て基本的に検討された結果が、ここに掲載されておるんだと思うんですけど、例の危機管理室が、今回、部としてはなくなって、その任務、仕事が都市整備部のほうに課として防災安全課が移るという形で、全員協議会などで議会からいろいろ意見が出て、危機管理という性格上、その辺の重みが発揮されなくなってはいけないんじゃないのというような議論だったと思うんですよね。

それで、この一覧表には都市整備部の下に括弧書きで危機管理監という表示があるわけですが、あのおきに本会議場で危機管理監の位置づけといたしましょうか、もし間違っておればまた訂正していただきたいと思うんですけど、江南市職員の職名に関する規程の第3条に、特別の職名が、条例上、根拠法があるので、ここに基づいて、もともと第2条では例えば部長さんとか、参事だとか、課長さんというのは明記されておるわけでありまして、それではない部分があるということですね。「監」という名称を第3条に基づいて記載してあるということだったと思うんでありますけど。

それで、あのおきの多分質問は、仕事上の担う分野が大き過ぎて、その辺が大丈夫なのというような議論だったと思うんです。単に名称がそこにあるから監があるんですよということだけではないような気がしたんですけどね。あのおきのお答えだと、別に職名に関する規程の3条に規定されておるものによって、ここはそういう表示がしてありますということと、それで位置づけをしてありますと、そういう意味合いだったと思うんですけど。まず1点、そういうことでよろしかったんでしょうか。

○秘書政策課長　今、委員おっしゃったとおり、通常の職名につきましては第2条のほうで、部長、課長等明記してございますが、3条で特別の職名ということで、別の職名を用いることができるという規定がございますので、それを用いまして危機管理監を設置させていただくものでございます。

○東委員　この第3条に、いわゆる第2条に規定する職名が適当でない場合の職務につく者については別の職名を用いることができるという言い方だもんですから、その辺がよくわからないところでね。職名が適当でない。本来、

都市整備部長としてそういう任務を担うわけですよ。その方が、職名が適当でないと認める職務につく者という言い方が、本来趣旨に合うかどうかというのがよくわからないんですけど。

危機管理監、危機管理という趣旨を位置づけるために、確かにバランスをよくするために、1部1課をやめて都市整備部となったというようなお答えもあったと思うんですけど。単に職名だけをつければいいということではなくて、本来、危機管理という職務をきちっと保障されるといいでしょうか、そういう位置づけが必要ではないかという私は質問だったと思うんですけど。

その辺でいくと、単に第3条の部分に、職名をつけられますよということだけのことで済まされる話ではないのじゃないかという思いがあるんですけどね。その辺はどうなのでしょうね。

○秘書政策課長 1つは、都市整備部に防災安全課を持ってきました。こちらは、議会のほうでも答弁させていただいておりますけど、都市計画部門とか土木建築部門、そういったところと効率的・効果的に連携を図って政策が実施できるということから防災安全課を都市整備部に持ってきました。したがって、防災安全課が所掌いたします危機管理業務等ございますが、そちらを都市整備部長ということでやるということで、そういった考え方もできます。ただ、今回の場合は、防災安全課のそういった危機管理的なものは、改めて危機管理監という名称を用いることによって、しっかりとした位置づけの中で、そういった危機管理のときの即応体制ができるというようなことの認識の中で、こういった名称を別途設けさせていただいたということでございます。

○東委員 ちょっと角度を変えて具体的に聞きたいんですけどね。例えば大災害を想定されると、災害対策本部が設置をされますよね。多分市長が本部長だと思っておりますけど。基本的には事務的な部分の最高、事務部分の責任者というのは、多分前だと危機管理室長だったような覚えがあるんですよ。都市整備部長ではなかったと思うんですよ。そういう位置づけで危機管理室長が災害対策に対応するための全体の事務的な部分を担って、全市的な対応ができるように、目を見張るといいでしょうか、そういう任務を担って、他の部署に対しても一定の指導性を発揮していただく力を持っておったと思

うんですよね。そういう役割を逆に都市整備部長が担うと。災害対策本部というのは、今度は都市整備部長が災害対策本部の事務方のトップになるよと、そういう位置づけということになるんですよね、だから。

そうすると、その人は要は二重の任務を担うわけですよね。都市整備部が抱えておる道路だとかそういうところに対する対策も危機管理室長が担う。都市整備部長は、その両またを担うというのか。私は多分、危機管理監というのは、全市的な災害対策に対する対応が任務としては担わされると思うんですよね。その人が全庁的な対応になるわけですから、そういう点でいくと、単に都市整備部長の下に危機管理監という名前だけつけておけばいいというような問題ではないという意味で聞いたんですけどね。そういうちょっと心配があるわけでありましてけどね。具体的に、もしじゃあそういうときに災害対策本部をつくったときに担うわけですよね、今度は都市整備部長が。危機管理監という名称がつけられておる以上は、その方が全市的に災害対策本部の事務局の最高トップを担うということによろしいですか。

○市長政策室長　　今、具体的には、事務的には都市整備部長が災害対策本部の今云々かんぬんというお話でございましたけれども、災害本部を設置した場合は、危機管理監として職務を遂行しますので、当然、危機管理監というのは他部他課にわたって、そんないろんな指揮命令系統のトップになるということでございますので、なかなか現実的なところを申し上げますと、実際には都市整備部長が発布するという形になりますけれども、組織上は危機管理監がいろんな指揮命令系統のトップになるという形になりますので、そういった御理解をしていただかないと、同一人物なもんですから今のようなお話になるんですけれども、指揮命令系統は危機管理監から、例えば土木の部門の話であれば都市整備部長に指揮命令が出るというような理解をいたしております。

○東委員　　そうだと思ったんですよ。本来そういう位置づけがあるからこそ、あえて危機管理監という役割を担うんですよということなんで。今たまたま室長さんのほうで、命令系統はそういうものだというふうにおっしゃっていただいたもんですからいいと思うんですけど。ただ、そういうことを思うと、危機管理監ということの位置づけを単に職名に関する規程だけで、本来これ

だと単に名前だけつけばいいというようなふうには読み取れなかったんですよ、この条文を見ると。本来なら都市整備部長は部長の席を持っておるわけだから、危機管理監という名称ができたのであれば、その人がそういう任務を担っていますよと。例えば全庁的な指揮命令ができる、担う部署ですよと、危機管理監というのは。そういう位置づけをどこかに文章化していないと、じゃあいざ動くときに、どこかにそういうものが規定しておく必要があるんじゃないかという気がするんですけど、その辺はいいんでしょうか。

どこにもないと思うんですよ、危機管理監というような位置づけが。単に名前だけつけばいいということじゃないと思うんだよ、私は。

○委員長　　とりあえず、暫時休憩します。

午前9時43分　　休　憩

午前9時57分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書政策課長　　危機管理監につきましては、現実の危機管理室長の職務と何ら変わるものではございませんので、職務的な位置づけは変更がないということでございます。別途、事務分掌条例とか規則には明記してございません。市長決裁の中での今位置づけでございます。一つの今後の検討課題としては、別途、危機管理監の設置要綱のようなものを作成して明確に規定すると、そういったことも考えられるかと思いますので、一度検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長　　次、私ちょっと委員として発言したいと思しますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代してください。

○副委員長　　委員長にかわりまして議事を進めます。

○伊藤委員　　2点だけお聞きしたいんですけれども、今回、都市整備部のほうに防災安全課が移動するということで、移管されるということで、今度、委員会でも建設産業のほうで防災安全課のほうで議論されるということですか。

○秘書政策課長　　実質、委員会の構成については議会側でお決めいただくことかと思っておりますが、ただ都市整備の中に防災安全課が入っておりますので、そういったところは一つの委員会になるのかなと思っております。

○伊藤委員 わかりました。そうすると、部をばらけることはできませんので、基本的には都市整備部のほうで検討するという形になるということですよ。

もう一点なんですけれども、今回いろんな、委員協議会とか議案質疑でも議論があったんですけれども、どうしても危機管理室というのは、危機管理監という、危機管理という名称に対して議案質疑もあったんですけれども、どうしても今のこの御時世ですね、危機管理に対する機運が非常に高まってきた中で、江南市においてはこれをなくすということで、非常に時代から逆行しておるような形なんですけれども、どうしてもその辺のところを、都市整備部長が4課を統括するわけなものですから、実際できないと私は思うものですから、実際にやってみてダメだったら、すぐ危機管理監を単独で設けていただく。

例えば私の案なんですけれども、消防でいいますと消防長が定年されますと、そうすると再任用になりますね。そういう方を危機管理監として登用するとか。そうすると部長がふえるわけではありませんので。実際、消防長時代も再任用でやっているところもあるんですよ。全国的に見ると、消防のトップも再任用でやられているところがあるということで、そういうことを考えると現場でたけた、いざというときにそういう過去の経験を生かして危機管理に対するモチベーションをもってみえる現場の方が、そういう方を危機管理監として単独で設けて、その下で防災安全課なんかを統括するような形にしたほうが私はいいと思うんですけれども、その辺のスタンスなんですけれども、実際、ずっと続けられるのか、すぐそういった機運が高まった場合においてすぐこの組織をかえられるか、その辺のところ、最終的なことをお聞きしたいと思います。

○市長政策室長 まず、危機管理室にかわる組織については、10年前も戦略計画の中で新しい組織でスタートいたしまして、今、平成29年度でございますけれども、いろいろな変遷を組織というのはいたしております。その都度都度、適宜マッチしたといいますか、ニーズにお応えするような形で組織の変遷はいたしておりますので、当然、今後の第6次の総合計画を受けまして新しい組織をつくっておりますけれども、今、伊藤委員がおっしゃったよう

に、危機管理というか危機に対するニーズというものも、今後引き続きいろいろなところで御意見を頂戴しながら、またそこだけに限らず、ほかの部門につきましてもいろんな御意見を頂戴しながら、適宜いい判断の中で組織については検討させていただく、また情報収集もさせていただくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　　そうすると、最後の確認なんですけれども、実際組織の改革というのは、別にいつまでだということはなく、適宜またかえていく、ニーズによってかえていくということですよ。

○市長政策室長　　先ほど申し上げました10年前からの組織の変遷の中でもどのタイミングでやるということではございませんで、ニーズにお応えする中で判断してまいりますので、そういった御理解でお願いしたいと思います。

○伊藤委員　　わかりました。
それでは、またかわってください。

○委員長　　それでは、また委員長として議事を進めたいと思います。
ほかに質疑はありませんか。

○東委員　　よくわからないので聞くんですけどね。40ページ、41ページで事務分掌条例全部改正で出ているじゃないですかね。それで41ページの最後なんですけど、第8条の部分です。例のこども未来部の事務分掌は、ここに規定があるんですけど、下に括弧書きで委任とあるじゃないですかね。この委任先というのは、ここの部分の委任ですよ。これはどういう意味なんですか、この委任という第8条の。

〔「第9条」と呼ぶ者あり〕

○東委員　　9条の委任ですか。この9条が委任という意味ですか。市長に委任。

同じことです。教育委員会の関係というのは、もともと事務分掌というのはないんですけど、教育委員会というののもともと事務分掌条例にかわるものというのはないんですかね。

○秘書政策課長　　教育のほうは組織規則のほうで定めております。

○東委員　　それで、多分この事務分掌条例は、またこの下に規則があって、もっと細かく各課別の規定がありますよね。これは今回出てこないわけですか。

けど、あくまでも分掌条例だけが議決案になっていますので。例えば教育委員会の部分もいろいろ変わりますよね。内容的に、この組織図を見ると。それで気になるのは、教育委員会の場合でも、今、課長さんがおっしゃったように規則でやっていますよという話なんだけど、教育委員会の部分でいろいろ変わる場合の内容ですね、そういう場合というのは公にどこにも出てこないことになるのでしょうか。

○秘書政策課長 教育委員会に関することでございますので、教育委員会のほうで御議論されて、中身についてはホームページ等で公表しておるところでございます。

○東委員 そうすると、事務分掌にかわるものではなくて規則ですから、規則そのものも、だから規則ですから議案には一切出てこない。あくまでも教育委員会の中で議論したものが、そこで議論して、例えば先ほどのこども未来部の関係で一部受け持ったりする部分が出てくる部分も、教育委員会で議論されて、そこが内々、ホームページで紹介されて変わりますよと。そういうことでしか確認しようがないということですね。わかりました。

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時05分 休 憩

午前10時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長　　続きまして、議案第59号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　　それでは、お手元の議案書の46ページをお願いいたします。

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

次の47ページから48ページには江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、49ページから54ページには新旧対照表を掲げております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　　今回のこの条例改正が必要になったということなんですけど、具体的に対象になる人というんですかね、現状でどのぐらい見えるんですかね。あるんですか。

○秘書政策課長　　今、非正規の方で育児休業をとっている職員は1名おります。

○東委員　　そうすると、その方があえて広がることになるんですかね。その方が、この規定を受けて広がるということですか。

○秘書政策課長　　そうでございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時07分　　休　　憩

午前10時07分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第60号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第60号につきまして御説明申し上げますので、議案書55ページをお願いいたします。

平成29年議案第60号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、56ページには江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例（案）を、57ページには江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 新旧対照表の部分で聞きやすいので聞きますけど、条例の根拠規定になる部分ですけど、旧が238条の4第4項の規定で今回の使用料の特例を設ける、特例を設ける以前にもともと行政財産の使用物件の規定を設けておるわけですけど。これが今回、238条の4第7項に変わるというふうになっていきますけど、これが変わる理由は何でしょう。

○総務課長 平成18年に地方自治法の改正がございまして、そのときに238条の4第4項のほうに第7項のほうに項ずれが起きておりました。それをこちらのほうは今回の条例改正にあわせまして改正するものでございます。

○東委員 平成18年のときには変える必要はなかったんでしょうか。

○総務課長 申しわけありません、実際には変える必要があったと思います

が、そのときに変えてありませんでしたので、今回の条例改正にあわせてまして改正するものでございます。

○東委員　これはたまたま附則の部分だけしか新旧対照表が出てこないのので、この使用料条例を見ておるわけですけど。本来、ここにはもう既に徴収の範囲という第2条があって、ここで238条の4第7項の規定というふうに変更できておると思うんですけど、これはいつ変えられたんですか。

○総務課長　平成19年の7月に変えております。

○東委員　附則だけを変えずに来てしまったということですか。条例の本文はきちっと変えられていますけど、この附則の部分だけが残されておったという。残されておったというのか。

○総務課長　そのとおりでございます。

○東委員　本来だったら変えるべきだったということね。そのときに、一緒にね。わかりました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分　休　憩

午前10時12分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号　第6次江南市総合計画基本構想について

○委員長　続きまして、議案第67号　第6次江南市総合計画基本構想につい

てを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、議案書の118ページをお願いいたします。

第6次江南市総合計画基本構想についてでございます。

別冊といたしまして第6次江南市総合計画基本構想（案）を、またその参考資料といたしまして第6次江南市総合計画の基本計画（案）を、基本計画案の最終ページには第6次江南市総合計画（案）の答申書を添付してございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　ちょっとこれは聞き方が難しいんだけど、実はことしの6月に第6次江南市総合計画（案）が出ていて、そこには基本構想以外に実施計画の部分が載っていて、その後、パブリックコメントと住民説明会をずっと行われて、最初の6月の計画案がそのまま今回決定していいですかということで、この基本構想序論と、この2つだけを決定して、あとの実行計画はこれからやると、こういう考え方のこれは議決事項なんですか。

○秘書政策課長　これまでの経緯といたしまして、案ができた段階で全員協議会のほうでもお諮りさせていただいたと同時に、パブリックコメントもやってまいりました。また、あわせて有識者や市民の方も入っていただいています審議会ですね、あちらでもその後もいろいろ議論を重ねてまいりました。

いろいろ承った意見の中では、もともとの原案を大幅に方向修正するような御意見はございませんでしたので、細かい文言等の修正はございましたけど、大きな変更するような内容はございませんでした。したがって、内容的には当初に出させていただいたものと変わっていないものを、今回、議案として出させていただいたものでございます。

○牧野委員　確認ですけど、文言が細かくも変わっていないということではないんですかね。

○秘書政策課長　細かい文言というか表現的なものは、言い回しとかそういった部分は適切な語句を用いたようには修正はしてありますが、内容的な、

理念とか、考え方とか、方向性とか、そういったものの変更はございませんということでよろしく願いいたします。

○牧野委員　今回、第3部の基本計画が外してあるということはどのようなことですか。

○秘書政策課長　もともと総合計画が地方自治法のほうで議決を要するというものであったんですが、そういったものが取り外されました。そういった中で、江南市におきましては、まちづくり基本条例のほうで、そういった構想部分については議決をいただくというようなことで条例に明記してございますので、今回、基本構想の部分を議会にお諮りしたということでございます。

済みません、答弁修正させてください。

議決につきましては、申しわけありません、江南市議会の議決に付すべき事件に関する条例というものがございまして、そちらの2条の中で基本構想に関することということで明記してございますので、策定の根拠がまちづくり基本条例ということでございますので、訂正をよろしく願いいたします。

○牧野委員　18ページでちょっと気になったことがあるんですが。ごめんなさい、総合計画基本構想（案）の18ページ。

これはアンケートのまとめですよ。平成18年度の調査と10年後の平成28年度の調査の変化がうまく4タイプに分かれていて、例えばタイプ1で優先度が高いといった場合は4番、秩序ある町並みの形成が前回はタイプ3だったのが今回はタイプ1に変わったという括弧ですよ。この見方が非常におもしろいんですけれども。タイプ2の一番右上に、1. 地球環境の保全というのがありますよね。1からずうっと下がって行って、一番最後が46というのが一番左下、これがまた議会情報の公開というのは全然重要度も低いし、満足度も低いということがよくわかったんですが。1から46の番号づけというのは、事業分類別につけたのか、どういう番号で1から46までつけたか、基本的な考え方を聞きたいんですけど。

○秘書政策課長　今回のこの頭についております番号につきましては、総合計画の成果体系順に順序立てて付ただけでございますので、この番号が若いから優先とか、そういった考え方が特にあるものではございません。

○牧野委員　それで、この枠の見方のタイプ2というのが、満足度も高いし、今後の重要度も高いということで、これを見ていると、2から2というふうに、ほとんどが10年たっても変わっていないなど、これはこれで意義があると私は思いましたが、今度の実行計画の中に、優先度が高いけれども、満足度が低いというものの、4、6、7といろいろ書いてありますね。公共交通も入っていますが、公正な課税とか入っている。こういったものが活かされていった総合計画という考え方をとればいいのか、これは一つのアンケートということで、そこら辺の反映度というのか、このアンケートの実行する意気込みというのか考え方をちょっと聞いておきたいんですが。

○秘書政策課長　今回のアンケートで、このタイプ1というところが、今、委員が言われたとおり、現状の満足度が低いにもかかわらず重要度としては高いという位置づけでございますので、市といたしましても、このタイプ1に分類されている事項については、ほかの施策よりも力を入れて取り組むべき課題だというふうには認識しておりますので、そういったところを今後10年にわたってしっかり取り組んでいくことによって、また10年後のアンケート調査では少しでも満足度等が上がるようにしていきたいと思っております。

○牧野委員　タイプ1の41番、公共交通が3から1に変わったというところが非常に微妙なアンケートだなあと私は思ひまして、アンケートのとり方というのは、10年で、ある程度の市民にアトランダムか、年齢別なのか、地域別なのか、そこら辺のもう一回、申しわけないんですけど、データをもらっているんだろうけど、アンケートサンプリングの仕方みたいなものが今わかれば確認しておきたいんですが、かなり違ったなあという思いが。

○秘書政策課長　アンケートにつきましては、無作為抽出で各年齢ごとには均等になるような形で、今回でいきますと3,000人を対象にさせていただきました。約10万人の人口に対して3,000人ということで、回収率が約40%ほどだったと思っておりますので、サンプル数としては1,200ほどいただいたところでございます。こちらの数字が、人口と比較いたしまして、統計学上十分有効な標本数であるということは証明されておりますので、これが江南市民10万人の総意にほぼ近いものであるというふうに理解しております。

○牧野委員　わかりました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○東委員　　どういうふうに聞けば、よくわからんですけどね。構想の前に序論があって説明しておるじゃないですかね。構想じゃないわね、基本構想じゃないね、序論の部分も。そういうことでしょうか。序論も構想ではないわね。序論はどうなんですか。全体ですか。序論は全体を網羅しておるといふことなんですか。構想の一部というか、構想も包含しておるといふふうに考えてもいいんだと思えば、例えばですよ。

これは今後の手法に関することなんですけど、序論の最後のページが6ページになるんですよ。ここが進行管理に関する行政評価ということで、当然計画をつくったら、それを評価していくということで、この序論の4ページには全体の構想のイメージ図があって、一番頭に基本構想があって、今回、この基本構想の部分だけが議決部分でということで、その下に計画があって、実施計画があって、イメージ図を描いていただいておりますけどね。そこで必要になってくるのが最後の部分の評価の部分だと思うんですけどね。実際に計画をつくってみたけど、それがどうなのということになると思うんですけど。

それで、③の事務事業評価のところ、これはどの程度のことをやるかなということなんですけど、最後のほうにあるように、いろいろ各事業の推進責任を負う行政の各組織が責任を持って取り組み状況と目標達成状況を確認し、その結果については、短期的には次年度の事業展開や予算編成、例えば毎年毎年予算編成のときにも当然使いますよという意味だと思うんですけど、中期的には次期の基本計画策定へということ、つまり中期的には次期ということは、さらに10年後という意味なんですかね、これは。次期の基本計画というのは、そういうことなんですかね。

○秘書政策課長　　基本的には10年間の計画でございますので、その10年後、次の総合計画につながるものがあれば、そちらに持っていこうと考えております。ただ今回、10年間の計画でも、一度、6年後に見直しをすると予定しておりますので、その段階で既に社会経済情勢とか市民ニーズ等の変化がございましたら、何らかの手を加えることは考えられるところでございます。

○東委員　　4ページに期間のイメージ図があって、基本計画のところを見る

と平成35年のところで「改」と書いてありますよね。ここでもそれが有り得るということで受け取っておけばいいんですかね。

○秘書政策課長 そのとおりでございます。

○東委員 もう一点。あと最後の部分ですけど、進行管理の結果については、市民への説明責任を果たすという観点から広く公表していきますというふうに書いていただいていますけど、この場合の広く公表していくというのは、内容というか頻度といたしまししょうか、どういった程度のものが公表されていくのかというのが、今の段階でわかる範囲で結構なんですけど、お聞きしたいんですけどね。

○秘書政策課長 毎年度の各事務事業の状況を統括して評価させていただいて、その結果については、議会は当然のことでございますけど、市民の方にホームページ等で公表していきますし、そちらの進行管理という面では、現在では、まちづくり会議という名称で市民委員の方も入って議論していただいておりますので、そういった形で、次の会議体の名称はまだ決定しておりませんが、同様な形で市民の方も交えた中で毎年度の進行管理をやっていきたいと思っております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時27分 休 憩

午前10時27分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

市長政策室

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続きますして、議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、危機管理室、市長政策室、会計管理者の補助組織、消防本部、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課の2節から4節についての説明は補正予算の審査の冒頭に秘書政策課が行い、その後、第2節から第4節以外の補正予算を各課ごとに歳入歳出一括で審査を行いたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、市長政策室秘書政策課について審査を行います。

当局から補足説明がございましたら、お願ひいたします。

○秘書政策課長 議案書の147ページをお願ひいたします。

平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）でございます。そのうち、総務委員会所管の人件費につきまして御説明をさせていただきます。

少しはねていただきまして、158ページ、159ページをお願ひいたします。

上段の1款1項1目議会費から、166ページ、167ページの下段、2款2項徴税費、2目収納費の人件費等と各所管事業の共済費、さらにはねていただきまして、168ページ、169ページの下段、2款6項1目監査委員費の人件費等、次に大きくはねていただきまして、194ページ、195ページの中段、9款

1 項消防費、1 目総務予防費から、196ページ、197ページの上段、2 目消防署費の人件費等でございます。

次に、さらにはねていただきまして、206ページから214ページには人件費補正に関する給与費明細書でございます。

続きまして、別冊の平成29年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の9ページをお願いいたします。人件費補正に関します支出科目ごとの給与費明細書でございます。はねていただきまして、10ページと11ページには職員手当等の内訳、はねていただきまして、12ページには共済費の内訳でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　参考資料で、最後に給与費明細書が、一覧表がつけていただいておりますね。各課別の給料から手当があつて、本会議でも、この予算説明書の参考資料の10ページ、11ページで職員手当の内訳のマイナスになった場合の大体の原因といたしましょうか、それも大体出していただいたわけでありませうけど。人事異動の関係だとかいうのがありますよという形で報告があつて、提案していただきました。

それで、ちょっと確認したかったのは、参考資料の10ページのところでは、例えば住居手当がふえているという、増額要因は、いわゆるアパートなどの増加があつたよというのがたしか説明の中にはありまして、あるいは通勤手当も公共交通の増加があるよということがあつたんですけど。これは当初に比べてこの時点でふえたという意味合いですから、途中で異動していくことなのか、あるいは新しく入所された職員の方たちがこういう形態になっておる、単純にわかるかわからないんですけど、そういう傾向があつてこの分がふえておるのかということを確認したかったことがまず1つ目です。

もう一つは、右側のほうの退職手当のほうの、今回、これは増額になっておるんですけど、若干予定よりも自己都合の方がふえたのが一つの原因だというのが提案説明であつたと思うんですけど、その辺の内容ですか、内訳を2点ほどお聞きしたかったんですけどね。

○秘書政策課長　　まず、1つ目の御質問でございます。住居手当と通勤手当の関係でございますけど、こちらは毎年、翌年度の予算編成のときに、まず全職員に対しまして、来年度、住居の変更予定があるかとか、通勤経路等や通勤手段の変更があるかということを確認させていただきます。そちらのものを反映させて当初予算を編成するわけでございますが、そういった後に、いろいろな諸事情で、急遽転居をすることになったとか、結婚して新たに居を構えるとか、そういった状況等がございまして、当初見込んでいたものより今回は増額になったということでございます。

次に、退職手当の関係でございますけど、通常、退職手当の当初予算は、定年退職の方と、あと自己都合を3名ほど加える形でやっておりますので、当初は11名の定年退職に3名分の自己都合の予定ということを加味しまして14人で組んでおりました。実際、今回は自己都合が10人出ております、今のところ。ということで、当初予定していた金額よりふえるという形で、今回の増額の補正をお願いしておるところでございます。

○東委員　　一応予算的には規模を見ておるわけですね。自己都合はあり得ることだから、今、3名が予算のときだけど、10名だから7名予定を超えた部分ですよ。その辺で、ここで報告できる範囲で結構ですけど、具体的にいろんな事情があるかと思うんですけど、特徴的な事情とか、年齢とかだとか、そういったもので何か際立ったようなところがあるんでしょうか。

○秘書政策課長　　最近の傾向としまして、特に若い職員が、昔は一度公務員になれば、定年まで公務員を続けるというのが多かったんですが、いろいろな職に対する考え方が変わってきておまして、公務員として入所しても、いろいろ違う分野で活躍したいとか、そういった新たな職場の環境を求めるといことで、特に今の仕事が嫌だとかそういうわけじゃなくて、積極的に新たな職場環境を求めて出ていくという職員が今回も何名かお見えです。

あと、保育士なんかですと、結婚されて御主人が例えば転勤とかで遠くへ行かれてしまう場合、そういった場合はやむを得ず、結婚を機に退職を余儀なくされたというような方もございます。

○東委員　　今度また人勧の関係で追加が出ると言っていましたけど、それは別としてですね。それで、今たまたま傾向として若い方が新たな転職先をと

というのが特徴だというような言い方だったんですけど、実際には、これから人事の部分で人を採用していく場合、毎年毎年、定年退職が前提で一定の人事確保をするわけですけど、傾向としては公務の仕事というのは、ほかにももっといろんな、もちろん個人の自由ですから、どういう職種につこうと自由なことなんですけど、せっかく採用試験を受けていただいて入所していただいて別のところに転職していくというのは非常に残念なことだなあという気がしますけどね。本来、公務労働で十分に生きがいを持って仕事はしてもらえそうな環境をつくれるといいなあと思うんですけど。それはなかなか難しいところですけどね、個人の考え方もあるもんですから。

その辺に対しては、傾向としては若い人がそういうのがあるよというんだけど、何ら方法として今後、そういうことに対する対策だとか対応が必要だというようなことは考えてみえるんですか。

○秘書政策課長　新採の職員に対しましては、入所当初から、まず公務員としてのしっかりとした考え方も人材育成上教育させていただいておりますし、公務の仕事の重要性と必要性ですね、いかに市民の方に必要とされているか、そういった等を研修の中でいろいろ職員には伝えさせていただいております。ですから、モチベーションをしっかりと上げていただいて今の仕事を頑張っている職員が今ほとんどだというふうには理解しております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○行政経営課長　行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。歳入でございます。

議案書の156ページ、157ページをお願いいたします。

中段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成29年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでお願いいたします。

一般財源調べでございますが、17款繰入金の財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○総務課長 総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の162ページ、163ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段、2款1項4目行政事務費、情報システム管理運営事業で機器設定委託料94万1,000円の増額、庁舎維持管理事業で修繕料39万2,000円の増額、本庁舎事務室等改修工事費318万3,000円の増額、電話等維持管理事業で回線移設料11万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員 163ページのサイン看板というのは、どこのサイン看板でしたかね、これ。

○総務課長 たくさんございまして、例えば1階にあります総合案内のところにある大きい看板が西玄関と南玄関にございます。あと、各課に三角の緑の、課名が書いてあります。そちらのほうが、今回課名が変わったり、あとそちらのほうの看板に事務事業内容が書いてございますので、グループの変更等がございまして。

○牧野委員 名称変更のサイン看板修繕。

○総務課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

これは、去る10月18日から20日まで、熊本県にある氷川町、宇土市、鹿児島県にある鹿児島市を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。

何か御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見がないということで、委員さんの意見をつけずに御報告させていただきます。

それでは、今定例会において議場配付いたしますので、よろしく願いたします。

常任委員会の研修会について

○委員長　最後に、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして講師を御紹介いただき、詳細については正・副委員長に一任していただいているところでございます。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、名古屋大学減災連携研究センター教授・センター長の福和伸夫氏でございます。

研修テーマにつきましては「減災のための防災対策」、日程については平成30年1月23日火曜日の午後1時30分から3時までといたします。講師から承諾をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

このような内容で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

なお、詳細につきましては、講師との調整が整い次第、皆様にお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本日は、委員の皆様、当局の皆様のおかげをもちまして、スムーズな議事進行に協力いただきました。早く終わりました、ありがとうございました。

以上で、総務委員会を閉会といたします。

午前10時45分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 伊藤吉弘

総務副委員長 中野裕二